

農 整 第 763 号

平成 28 年 1 月 27 日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

このことについて、農林水産省大臣官房参事官（経理）より「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置」が通知されたことに伴い、県においても下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

1 特例措置の内容

「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定され、平成 27 年度公共工事設計労務単価において定められた公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 4.9% 上昇した。

これに伴い、国において以下の特例措置（1）、（2）を定め、工事の受注者に対し請負代金額の変更契約を行うこととした。

特例措置（1）

- 平成28年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方針により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約時点の落札率

特例措置（2）

- 平成28年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、2月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知)

1. (1) 及び2. から8. まで〔4. (3) を除く。〕の規定を準用するものとする。

補 足

変更手続方法

発 注 者

↓ (特例措置の該当工事であることを説明)

受 注 者

↓ 特例措置 (1) の場合

(協議書によるとりかわし) ……工事打合簿 (様式 52)

特例措置 (2) の場合

インフレスライド条項における対応措置を行う。

発 注 者

【特例措置 (1) に基づく変更】

↓ ※新労務単価及び当初契約時点 (H28. 2月) の資材単価を
反映した適用世代「280201」において変更する。

受 注 者



平 26.1.31 成

林野庁

25 経第1077号
平成26年1月30日

林野庁長官 殿

大臣官房経理課長

賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）の別紙「工事請負契約書」（以下「工事請負契約書」という。）第25条第6項の運用基準について、下記のとおり運用することとしたので、適切な実施をお願いする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職からお願いする。

記

1. 適用対象工事

(1) 工事請負契約書第25条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。

(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等について



請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：官積算額

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : 減額スライド額

P₁ : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂ : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z)) \quad \alpha : \text{請負比率 (落札率)} \quad Z : \text{官積算額}$$

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。

- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 工事数量表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

(6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6. 物価指數

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指數とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指數を用いることができる。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する「工事請負契約書」第25条第6項の運用について」（平成24年2月24日付け23経第1402号大臣官房経理課長通知）は廃止する。